

「この本、よかった！」(132)  
『ふわふわとちくちく』  
監修:齋藤 孝  
イラスト:川原 瑞丸  
(日本図書センター)

宮崎 楓(ゆり組)

ゆり組のお部屋にある絵本、楓の家でも読みたかったの。「だいすき」はふわふわ言葉で嬉しい気持ちになるの。「やめて」はちくちく言葉だけど、「やめて」って言うっていい時もあるんよ。大事な体を守る時とか、嫌な時は嫌って言うっていいんよ。



(教育総務課  
社会教育グループ)

宮崎 麻友(母)

言葉選びについて親子で考えることができる絵本です。「くまどく」は就寝前の楽しい親子時間です。

みなさんにも  
おすすめしたい「くまどく本」、  
今月は、保育所ひかり学園から  
です。

1年生を迎える会

熊野第四小学校

5月14日(火)の5時間目に体育館で「1年生を迎える会」を開きました。5・6年生の児童委員会を中心に、この会の企画・運営を行いました。

みんなでお祝いの歌「さんぽ」を大きな声で歌い、自己紹介をした後に、ゲームを楽しみました。班のみんなで手をつないで「フラフラくぐり」をしたり、学校に関係のある「〇×ゲーム」をしたりしました。どちらも大変盛り上がり、体育館に元気な歓声が響き渡りました。

最後には、1年生がお礼の言葉を言いました。「お兄さん、お姉さん、ありがとうございます」の言葉に大きな拍手が送られました。そして、5年生がつくった「花のアーチ」の下を笑顔いっぱい退場しました。

心がとても温くなる素敵な時間となりました。



▲「〇×ゲーム」を楽しむ児童の様子

(教育総務課)

生徒総会

熊野東中学校

6月20日(木)に生徒総会を行い、学校生活を送るうえでのルール「生徒指導規程」の内容について生徒全員でしっかり考えました。

生徒会執行部が中心となって資料を作成し、総会に先行して、代議員を司会に行った学級討議では、各学級から学校生活をより良くしたいというたくさんの意見が集まりました。今回の生徒総会で、集団生活において一人ひとりが楽しく生活するためにはルールが必要であること、決められたルールを正しく守ることの大切さを改めて考えることができました。

また、この生徒総会で、今年度の東中学校のスローガンを「努力 継続 信頼」に決定しました。まわりの人から「信頼」される人になるために、自分のできる「努力」をし、それを「継続」する。東中学校に通う生徒一人ひとりが、自分のため・仲間のためにルールを遵守し、信頼される生徒になるための一歩をみんなで歩み進める総会となりました。



▲生徒総会の様子

(教育総務課)

熊野町立小中学校夏季一斉閉庁の実施について

国や県の動向を踏まえ、令和6年度の夏季休業期間中に「熊野町立小中学校一斉閉庁」を実施します。この期間中は原則、学校は閉庁しますので、ご理解とご協力をお願いします。



☎8月13日(火)~15日(木)

目的

- ・児童生徒および教職員の心身の健康増進
- ・町立学校における地球環境保護および省エネルギーの推進

内容

- ・原則として、児童生徒は登校せず、部活動も実施しません。
- ・緊急連絡体制を確保し、緊急に対応する必要がある事案には早急に対応します。  
(教育総務課)

熊高祭

熊野高等学校

この地に(339)



6月14日(金)、15日(土)の2日間で第45回熊高祭を開催しました。今年のテーマは『桜梅桃李～みんなで創ろう青春の思い出～』とし、「個性や才能をそれぞれが活かして活躍する」ことをめざし、熊高一丸となって最高の思い出にするため、準備を進めました。

3年生はお揃いのクラスTシャツで食品バザー、1・2年生は各クラスでゲームやフォトスポットなどの企画を行いました。また、2年生は合唱に取り組み、1日目のステージ発表では団結した歌声を響かせました。そして、芸術類型アートディレクションコース提案の全校企画では「キッズゲルニカ(ピカソのゲルニカと同サイズの平和の絵)」を作成し、無事完成させることができました。2日目の家族公開は、どのクラスも来場してくださるお客様のために、おもてなしの心をもって、展示や食品バザーを行いました。来場者や在校生に笑顔がたくさん溢れ、充実した熊高祭となりました。



▲「キッズゲルニカ」をバックに集合写真

☎熊野高等学校 ☎854-4155

人権課題

～性犯罪・性暴力・DV・ハラスメント～

○『男女平等』と今

日本国憲法や法律によって、男女平等の原則は確立されていますが、男女の役割を固定的に捉える意識は社会に根強く残っています。また、近年、性犯罪や性暴力、DV、職場でのセクハラ・マタハラなどの問題が多く発生しています。

○女性の人権問題

平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により、女性が職業生活において活躍できる環境を整備するための取り組みが進められています。

○性暴力被害予防月間

毎月4月に定められており、SNSなどを活用した若年層への啓発活動が行われています。

○相談窓口をご利用ください

法務局職員や人権擁護委員が、女性をめぐるさまざまな人権問題に関する相談に応じ、人権侵害の疑いを認知した場合には、人権侵害事件として調査救済活動をしています。他にも啓発動画の配信など、人権啓発活動に取り組んでいます。

専用相談電話「女性の人権ホットライン」

☎0570-070-810 (全国共通)

(生活環境課)